

平成 28 年度第 3 回岩手県森林審議会林地保全部会

日 時 : 平成 29 年 2 月 14 日 (火)

13 : 30 ~ 15 : 00

場 所 : 岩手県水産会館 5 階

大会議室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 報告事項

10ha 未満の林地開発許可 (平成 28 年 12 月 5 日 ~ 平成 29 年 2 月 13 日) について

【資料 NO 1】

4 審議事項

(1) 久慈市侍浜町堀切第 11 地割地内の工場・事業場の設置 (太陽光発電施設) に係る林地開発許可について

【資料 NO 2】

(2) 九戸郡軽米町大字小軽米第 20 地割字尊坊地内の工場・事業場の設置 (太陽光発電施設) に係る設備整備計画の同意について

【資料 NO 3】

5 閉 会

平成 28 年度第 3 回岩手県森林審議会林地保全部会出席者名簿

区 分	役 職 名	氏 名	摘 要
岩手県森林審議会 林地保全部会	部 会 長 委 員 委 員 委 員 委 員	下 舘 祥二 郷右近 勤 川村 冬子 佐藤 礼子 猪内 次郎	
有識者	富士大学 学 長	岡田 秀二	
事 務 局 岩手県農林水産部 森 林 保 全 課	林務担当技監 総括課長 技術主幹兼保全 ・ 治山林道担当課長 主任主査 主任主査 主 査 (青森県派遣) 主 査 主 査 (静岡県派遣) 主 任	阿部 義樹 漆原 隆一 小澤 幸彦 佐々木 敏明 土野 恵美子 関口 亨 田中 真一 森嶋 孝枝 白藤 清伸	
県北広域振興局林務部 二戸農林振興センター 林務室	森林保全課長 主任行政専門員 技術主幹兼 森林保全課長 主任行政専門員	千葉 幸司 野場 英義 佐藤 昭仁 佐々木 秀治	

【 報 告 事 項 】

10ha 未満の林地開発許可（平成 28 年 12 月 5 日～平成 29 年 2 月 13 日）

について

岩手県森林審議会林地保全部会

平成 29 年 2 月 14 日

1 森林審議会の意見聴取を要しない案件について

前回報告した森林審議会（平成 28 年 12 月 5 日開催）以降の開発行為に係る許可状況は、工場・事業場の設置の 4 件、18.7939 ヘクタールとなっている。

10 ヘクタール未満の林地開発許可一覧表

（平成 28 年 12 月 5 日から平成 29 年 2 月 13 日まで）

開発行為の目的	件数（件）	許可面積（ha）	摘 要
工場・事業場の設置	4	18.7939	
合 計	4	18.7939	

（参考）

平成 28 年 12 月 5 日から平成 29 年 2 月 13 日まで、「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」による設備整備計画の同意協議については、同意実績はないもの。

【 審 議 事 項 】

久慈市侍浜町堀切第 11 地割地内の

工場・事業場の設置(太陽光発電施設)に係る林地開発許可について

岩手県森林審議会林地保全部会

平成 29 年 2 月 14 日

1 申請概要

申請者	住所氏名	東京都千代田区丸の内 3-1-1 東京共同会計事務所内 未来創電侍浜合同会社
申請場所	久慈市侍浜町堀切第 11 地割 55 番 36	
申請の目的	工場・事業場の設置（太陽光発電施設）	
計画期間	平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 5 月 31 日	
申請面積	25.8353 ヘクタール（事業区域面積 46.9703 ヘクタール）	

2 申請地の状況

位置	久慈市役所より北北西方約 8 km に位置
標高、傾斜	標高 150～183m、傾斜 0～13 度（平均 7 度）
周辺の主な施設及び状況	<ul style="list-style-type: none"> ・南側は一般県道 153 号侍浜停車場阿子木線に隣接している。 ・事業区域に隣接する範囲に宅地及び農地はなく、西側約 800m の範囲に集落が存在する。
周辺の自然・地物の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・事業区域内に存在する沢は全て東から西の方向に流れており、洋野町管理の普通河川を経過し、二級河川高家川へ流下している。 ・事業区域の周囲は森林となっており、東側は国有林である。
林況	申請地の林況はアカマツ（37～67 年）24%、広葉樹（33～67 年）14%、伐採跡地が 62%



（久慈市役所より北北西方約 8 km に位置）

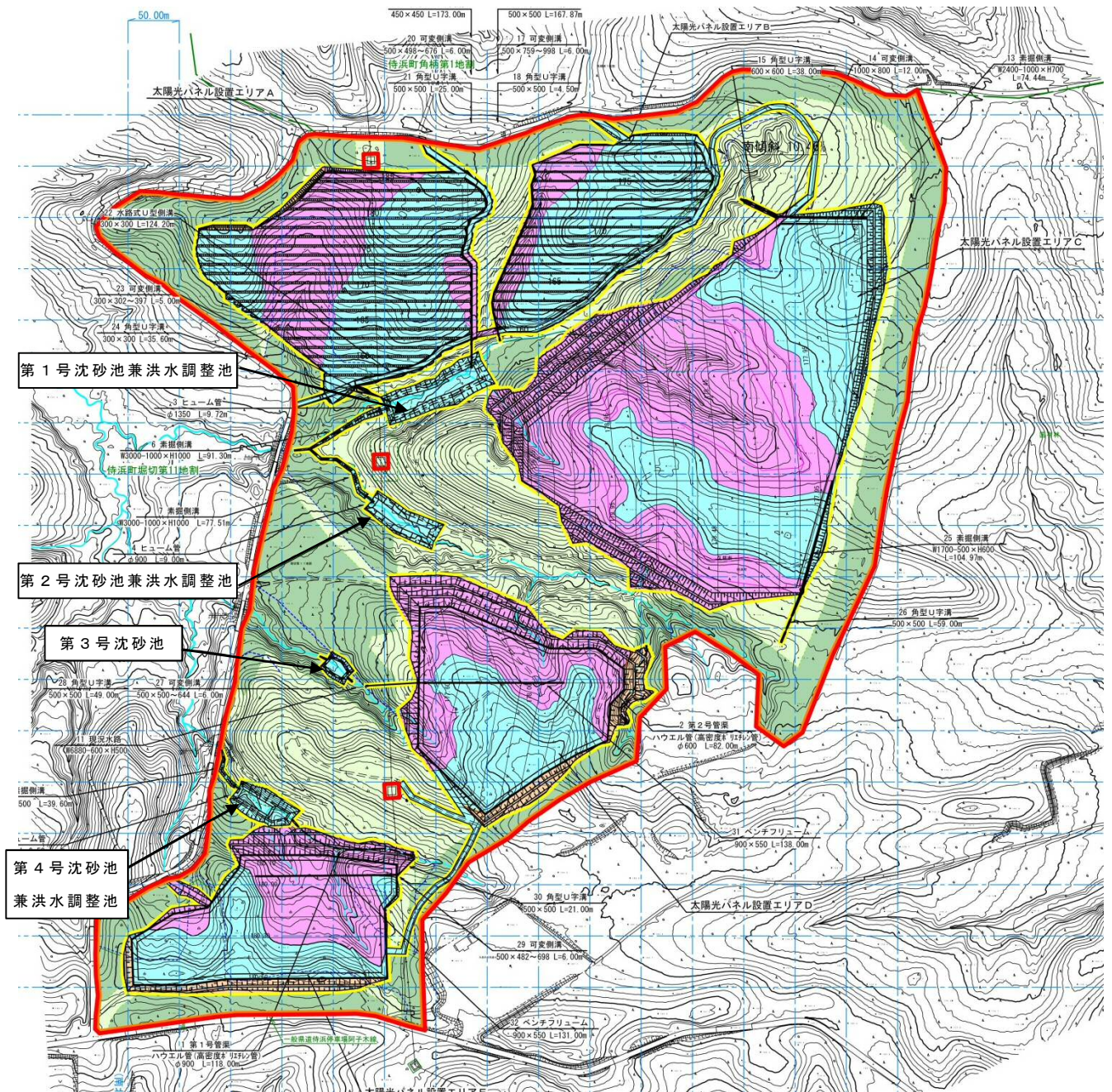
3 開発行為の概要

事業目的	太陽光発電施設(メガソーラー施設)の建設を目的として、工場・事業場の設置を行うもの				
開発面積等	単位：h a				
	事業区域 面積	森林面積の内訳			その他の面積 (5条森林外)
		開発面積	残置面積	計	
46.9703	25.8353	21.1350	46.9703	—	
主な工種	土工	切土 422千m ³ 、盛土 422千m ³ 、残土 —m ³			
	排水施設工	U型溝 400m、素堀側溝 388m ほか			
	防災施設工	沈砂池 1基、沈砂池兼洪水調整池 3基			

4 太陽光発電施設の概要

施設の出力	12MW (1MW=1000KW)
事業計画及び認可等の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・発電した電力は、1KWh当たり税抜36円で電気事業者(東北電力(株))に20年間売電するもの。 ・売電開始予定年月日：平成31年11月
	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>太陽光発電設備の認定 経済産業省認可 平成26年3月28日 (変更認可：平成28年8月23日) 東北電力(株)から系統連系承諾書を受領 平成27年2月23日 東北電力(株)と工事負担金契約を締結 平成28年8月31日</p> </div>

利用計画図



凡例	
	事業区域
	開発行為をしようとする森林の区域
	開発行為に係る森林の区域
	切土部
	盛土部
	残置森林の面積 (16年生未満)
	残置森林の面積 (16年生以上)
	造成森林の面積

5 開発計画及び審査結果

審査基準	許可基準	開発計画	審査結果
(1) 災害の 防止	【土工（切土・盛土）の安定】 ○切土 ・勾配 高さ5m以下 1:0.8~1.0 高さ5~10m 1:1.0~1.2 （砂質土及び粘性土） ・高さ5~10m毎に幅1.0m以上の小段を 設置	・切土勾配1:1.2（最高法高13.0m） ・高さ5m毎に幅2.0mの小段を設置	○
	○盛土 ・勾配 高さ5m以下 1:1.5 高さ5~10m 1:1.8 （砂質土及び粘性土） ・高さ5m毎に幅1.0m以上の小段を設置	・盛土勾配1:1.8（最高法高15.0m） ・高さ5m毎に幅2.0mの小段を設置	
	○法面保護 法面が雨水等により浸食されるおそれ がある場合は、法面保護の措置を講じる	植生基材吹付（切土）及び種子吹付 （盛土）による法面保護を行う	
	【排水施設】 10年確率で想定される雨量の1.2倍以上 の流下能力	排水施設の全てについて、10年確率 で想定される雨量の1.2倍以上の流下 能力を有する構造	○
	【流出土砂貯留施設】 開発地から流出する土砂の1.2倍以上の 貯留能力	沈砂池兼洪水調整池3基及び沈砂池 1基の全てについて、流出する土砂の 1.2倍以上の土砂貯留能力を有する構 造	○
(2) 水害の 防止	【洪水調整池】 30年確率で想定される洪水流量を超え る貯留能力	洪水調整池3基の全てについて、 「必要調整容量<設置容量」となる貯 留能力を有する構造	○
(3) 水の確保	【流出土砂貯留施設】 流水中の土砂を沈殿・堆積させたくえ で、上澄みのみを流下させるため、有効 水深1.0m以上を確保	沈砂池兼洪水調整池3基及び沈砂池 1基の全てについて、有効水深1.0m を確保する構造	○
(4) 環境の 保全	【残置森林または造成森林】 事業区域内における森林率おおむね 25%以上	森林率 46.9% (>25%)	○
	開発面積が20ha以上の場合、原則と して周辺部に幅おおむね30m以上の残置森 林または造成森林を配置	・開発地の周辺に30m幅の残置森林、 造成森林を配置 ・造成森林は、樹高1m以上のアカマ ツを2,000本/ha植栽	
	【開發行爲に係る1箇所当たりの面積】 おおむね20ha以下とする。	開發行爲に係る1箇所（A~Eエリ ア）当たりの面積20ha以下	○
(5) 一般的 事項	【土地利用の権利等】 開發行爲に係る森林について実施の妨げ となる権利を有する者の同意	開發行爲に係る森林、残置森林、造成 森林について、地上権を設定。	○
	開發行爲に係る森林以外の土地について 実施の妨げとなる権利を有する者の同意	・種市南漁業協同組合から同意書を取 得済。 ・隣接土地所有者の三陸北部森林管理 署から同意書を取得済。	
	【資金計画等】 資金の調達及び信用	全体の事業費は49億円を見込んでお り、全額プロジェクトファイナンスに より賄う計画として、当該費用に係る 融資見込証明書を受領している。 なお、事業費のうち林地開発（土地造 成）費用は、5億5千万円を見込んで いる。	○

以上の基準について、開発計画は許可基準を満たしているもの。

6 意見照会結果

意見聴取先	開発規制法等	意見
久慈市長	市町村における土地利用計画、開発規制等との関連	特になし。適当
	開発協定等との関連	特になし。適当
	市町村における地域開発構想等との関連	特になし。適当
	地域住民の意向との関連	特になし。適当
	その他	特になし。
県庁 環境保全課	国土利用計画法	今回協議のあった久慈市侍浜町堀切第11地割55番36の土地については、地上権の移転又は設定に際して権利金その他一時金の授受がある場合、契約を締結した日から2週間以内に国土利用計画法第23条第1項の規定による土地売買等の届出が必要です。 (届出窓口は、久慈市政策推進課です。)
県庁 自然保護課	自然公園法 自然環境保全法 岩手県自然環境保全条例 鳥獣保護管理法 県立自然公園条例	特になし。 参考事項： ○岩手県自然環境保全指針 開発予定地は、岩手県環境保全指針による保全区分がCと評価されているので、事業の実施に当たっては、自然環境の保全に配慮すること。 ○岩手県希少野生動植物の保護に関する条例 開発行為地内に希少野生動植物が生息・生育している可能性があることから、十分な調査を行うとともに、生息・生育が確認された場合は、適切な保護・保全措置を講じてほしい。
県北広域 振興局 農政部	農業振興地域整備の整備に関する法律	意見なし。
	農地法	意見なし。
		参考事項 今回申請となる土地は、農用地区域外の山林であるため、農振法の規制の対象外である。 また、現況地目は山林であるため、農地法の規制の対象外である。
県北広域 振興局 土木部	景観法	景観法に基づく届出を適切に行うこと。 参考事項 ・道路への汚損防止対策を講じること。 ・濁水流出防止対策を十分に実施すること。
県北広域 振興局 保健福祉 環境部	土壌汚染対策法	工場、事業場の設置に伴い施工する盛土及び掘削工事の合計の面積が3,000㎡以上となる場合には、工事着手の30日前までに土壌汚染対策法第4条第1項に基づく土地の形質変更届出が必要であること。
久慈市 教育委員会	文化財保護法	意見等ありません。 なお、照会のあった地点につきましては、1万㎡を超える大規模開発の予定地であったことから、平成26年度に事業者と協議の上、久慈市教育委員会において埋蔵文化財の分布調査及び試掘調査を実施済であることを申し添えます。

環境保全協定書

久慈市（以下「甲」という。）と未来創電侍浜合同会社（以下「乙」という。）とは、久慈市侍浜町堀切第11地割55-36地内（以下「事業用地」という）で実施する太陽光発電事業（以下「事業」という。）から発生する公害を未然に防止し、住民の健康を保護するとともに、より良い生活環境の保全を図るため、次のとおり環境保全協定（以下「協定」という。）を締結する。

（定義）

第1条 この協定において公害とは、事業の実施により発生する大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は底質の悪化を含む。）、土壌汚染、騒音、振動等によって住民の健康又は生活環境（住民の生活に密接な関係のある財産、動植物及びその育成環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本的責務）

第2条 乙は、関係諸法令、条例、要綱及び指針等を遵守するとともに、この協定に定める事項を誠実に履行するものとする。
2 乙は、公害防止対策を積極的に推進するとともに、常に公害の未然防止に努力を払うものとする。
3 乙は、甲が行う公害防止に関する施策に対し、積極的に協力する。

（水質汚濁防止等対策）

第3条 乙は、事業に係る工事及び事業を実施するにあたり、公共用水域等の水質汚濁を未然に防止するため、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、関係条例及びこの協定に定めるところにより適切な対策を講じ、その防止に努めるものとする。また、調整池兼沈砂池等を設置し、事業に起因する下流域の増水が起らないように調整するとともに、土砂を含む濁流が下流に流れ込まないように対応するものとする。

（パネルの反射光への対策）

第4条 乙は、事業で設置する太陽光パネルからの反射光について、周辺の住宅及び道路との間に森林を栽すなど、住民生活や道路通行の支障とならないよう対策するものとする。

（廃棄物処理）

第5条 乙は、廃棄物を処理する場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、関係条例及びこの協定に定めるところにより適切に処理を行うものとする。

2 乙は、廃棄物の処理に関し、県知事に必要な届出をする場合又は県知事から必要な報告を求められた場合には、その届出の写し又は報告の内容を甲に提出するものとする。

3 乙は、廃棄物の再利用及び再生利用を行うことにより、その減量化に努めるものとする。

（苦情の処理）

第6条 乙は、事業の実施により地域住民から苦情が発生しないよう最大限努力するとともに、住民から苦情があった場合は、誠意をもって迅速かつ適切に処理するものとする。

（公害防止に関する届出）

第7条 乙は、公害関係法令に基づいて国又は甲以外の地方公共団体の長に届出する場合は、その届出の写しを甲に提出するものとする。

（事故時の措置）

第8条 乙は、事業の実施するにあたり事故防止について万全の措置を講ずるとともに、不測の事故に備え、別紙の通り、関係機関への通報体制を確立するものとする。

2 乙は、事故等により環境汚染が発生し、又は発生する恐れがある場合は、直ちに応急の措置を講じ、事故の復旧又は防止に努めるとともに速やかにその状況を甲をはじめとするとする関係機関に報告するものとする。

3 甲は、前項に定める報告を受けた場合において、必要があると認めるときは、当該事故の拡大及び再発防止のため必要な措置を指示することができるものとする。

（職員等の立入調査）

第9条 甲が公害に関し必要があると認めるときは、甲の指定する職員（甲の委託を受けた者を含む。）を事業所内に立ち入らせ、調査させることができるものとし、乙は誠意をもって協力するものとする。

2 甲は、前項に基づく立入調査結果を一般に公開できるものとする。

(改善措置)

第10条 第10条1項の立入調査の結果又は関係法令若しくはこの協定に基づき各種測定の結果、甲乙両者協議のうえ事業所内の設備に改善の必要があると認められたときは、乙は遅滞なくその改善を行うものとする。

(損害賠償責任)

第12条 乙は、事業の実施に起因して公害が発生し、住民の健康又は財産を害し損害を及ぼした場合は、速やかにその加害原因を除去するとともに、その損害賠償を献意をもって行うものとする。

(関連企業に対する責務)

第13条 乙は、事業所内で作業する関連・協力企業に対し、当該作業に伴う公害の防止について、積極的に指導及び監督を行い、公害が発生、又は発生する恐れがある場合は、指導及び監督者の立場でその解決に当たるものとする。

(承継等)

第14条 乙は、事業の一部又は全部を第三者に譲渡するときは、この協定に定めた権利義務の一切を譲渡人に承継するよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境の整備)

第15条 乙は、積極的に事業所内の緑化等の環境整備に努めるものとする。

(違反時の措置)

第16条 甲は、乙がこの協定に定める規定に違反したと認めるときは、乙に対し、事業所の施設の使用方法若しくは改善又は使用の一時停止その他必要な措置を講ずるよう指導できるものとする。

(疑義等)

第17条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義等が生じた場合は、別途甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

平成28年10月24日

甲：岩手県久慈市川崎町1-1

久慈市

久慈市長 遠藤 謙



乙：東京都千代田区丸の内3丁目1-1

東京共同会計事務所内

未来創電侍浜合同会社

代表社員 未来創電侍浜一般社団法人

職務執行者 北川 久芳



残置森林等の管理に関する協定書

森林法第 10 条の 2 の規定に基づき、林地開発行為に係る残置森林等を健全に維持管理することに關し、久慈市(以下「甲」という。)と、未来創電侍浜合同会社(以下「乙」という。)との間において、下記のとおり、協定を締結する。

(位置)

1. 開発行為に係る森林の所在場所

岩手県久慈市侍浜町堀切第 11 地割 55 番地 36

(区域および面積)

2. 開発行為を行う区域・場所

添付「土地利用計画図」「求積図」を参照

(目的)

3. 開発行為の目的

工場・事業場の設置(太陽光発電施設)

(残置森林等の区域及び面積)

4. 残置又は造成する森林又は緑地の区域・面積

添付「付属明細書」内の残置森林面積及び「求積図」参照

(残置森林などの原有)

5. 乙は、甲の事前の許可なく、残置森林を他の目的には一切使用しないものとする。

(地域森林計画の遵守)

6. 残置森林等が地域森林計画の対象となる場合に、乙は、その計画に即した施設を行うものとする。

(造林・植林の実施)

7. 残置森林等のうち、補植又は改植を必要とする箇所には、乙が現地に適合した樹種を適切に植栽するものとする。

(保育の実施)

8. 残置森林のうち、造成した森林又は緑地については、活着するまでの間、乙は散水などの措置を行い、その他、下刈り・除伐・間伐など適切な保育作業を行うものとする。

(立木の伐採)

9. 残置森林等の立木を伐採する場合は、乙は伐採の理由、伐採面積をあらかじめ知事に届出て、その承認を受けるものとする。

(維持管理計画)

10. 開発行為完了時に残置森林等の維持管理計画書を乙において作成し、知事に提出するものとする。

(協定事項の継承)

11. 残置森林などの所有権その他の森林等を利用する権利を他に譲渡したときは、この協定事項を権利者へ継承するものとする。

(協議)

12. その他、今後の維持管理について必要が生じた場合は、甲、乙協議のうえ、甲の指示に従うものとする。

上記を証するため、本書を 2 通作成し、甲・乙において条項確認のうえ、記名・捺印し、各自 1 通を保有するものとする。

平成 28 年 10 月 21 日

甲：岩手県久慈市川崎町 1 番 1 号
久慈市長 遠藤謙一



乙：東京都千代田区丸の内 3 丁目 1-1

東京共同会計事務所内

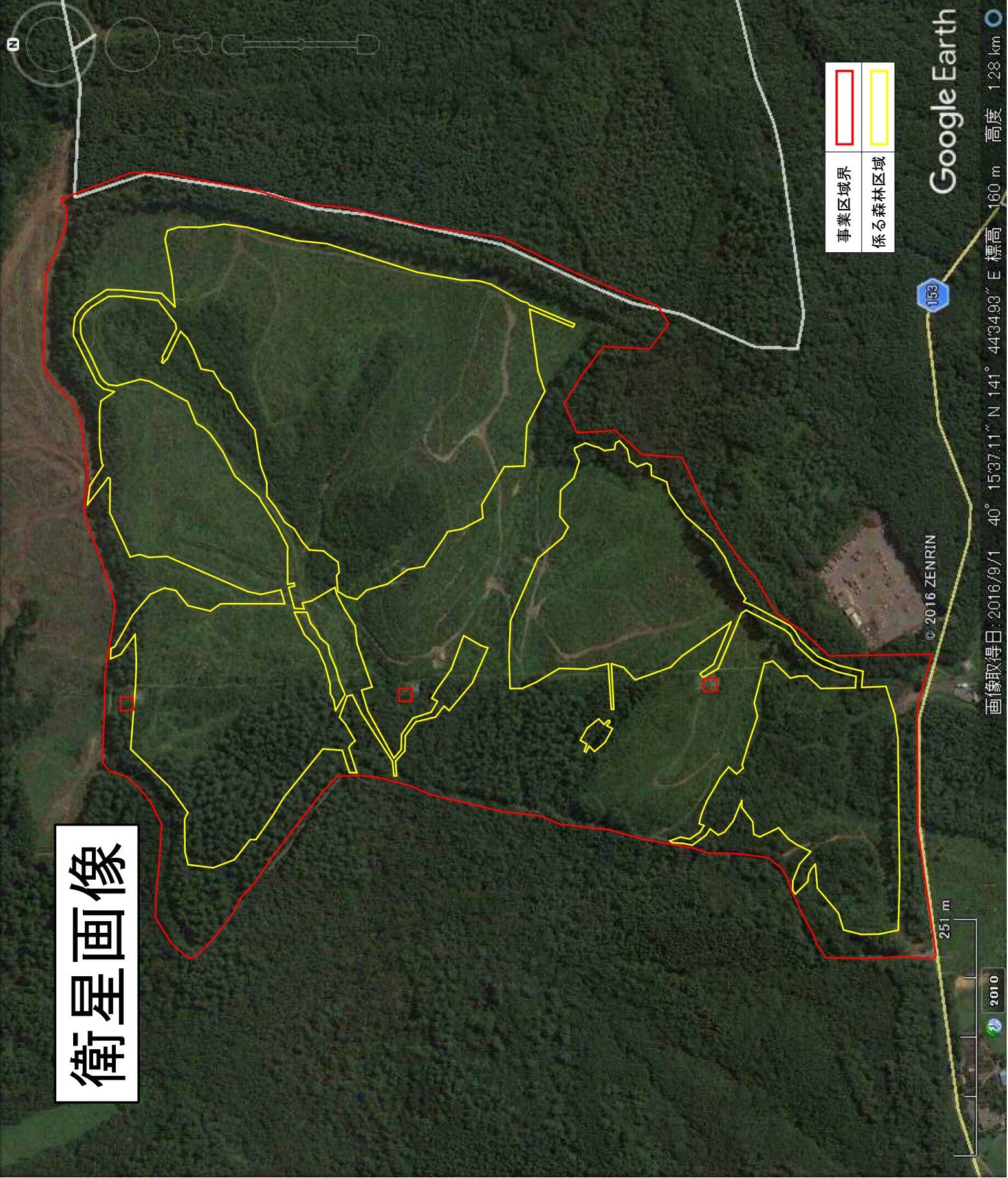
未来創電侍浜合同会社

代表社員 未来創電侍浜一般社団法人

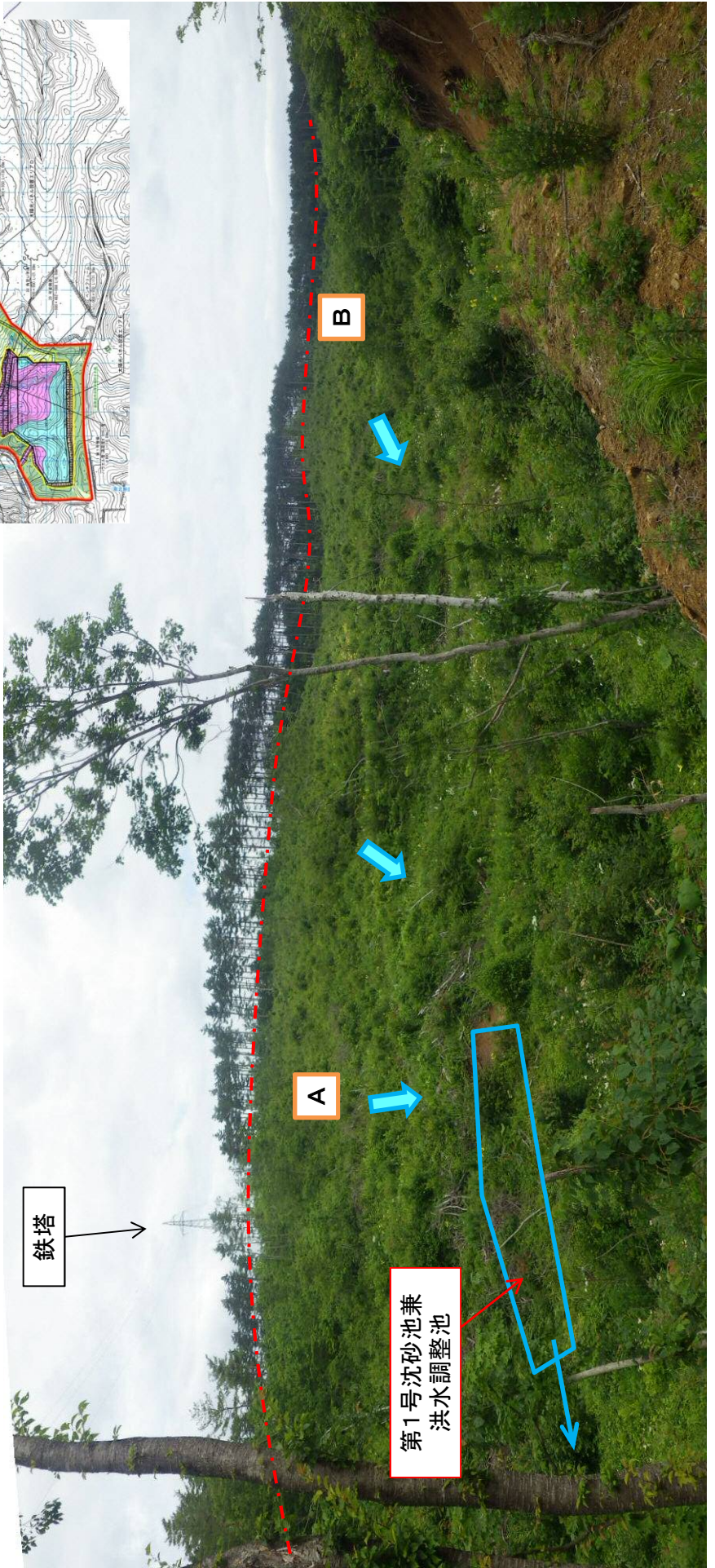
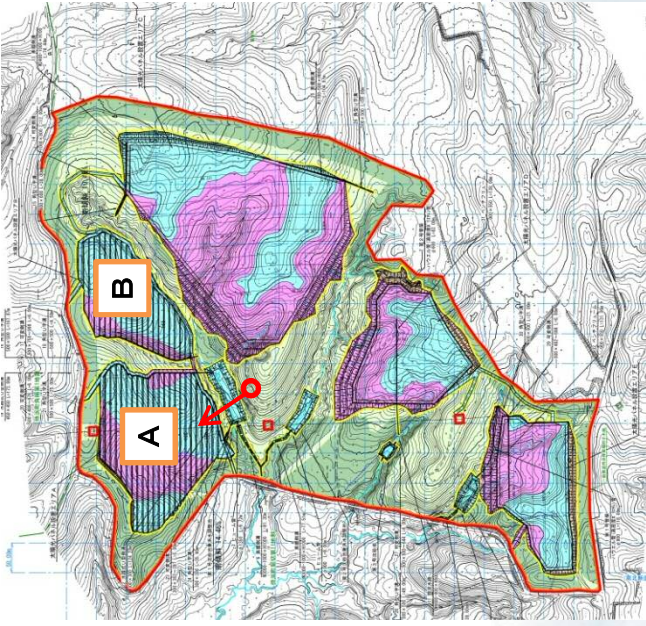
職務執行者 北川 久芳



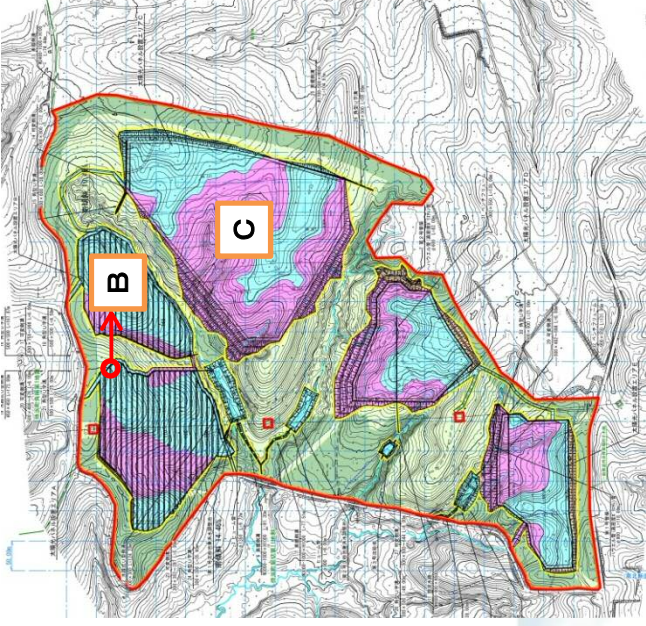
衛星画像



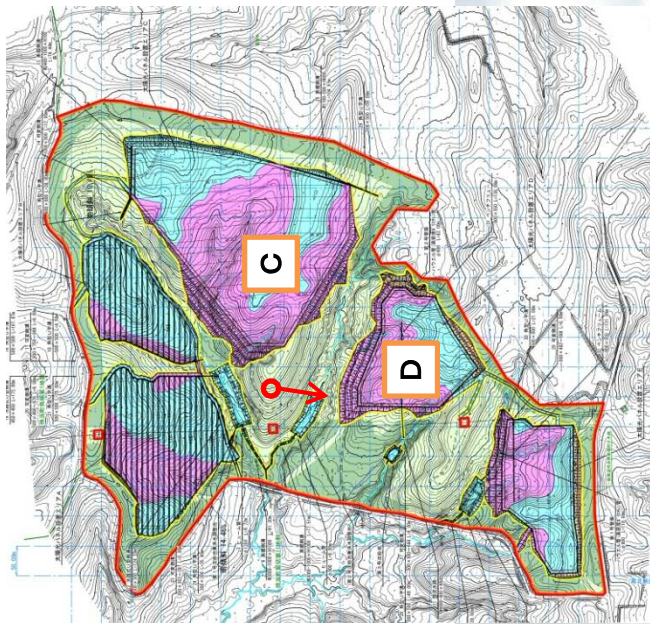
現況写真



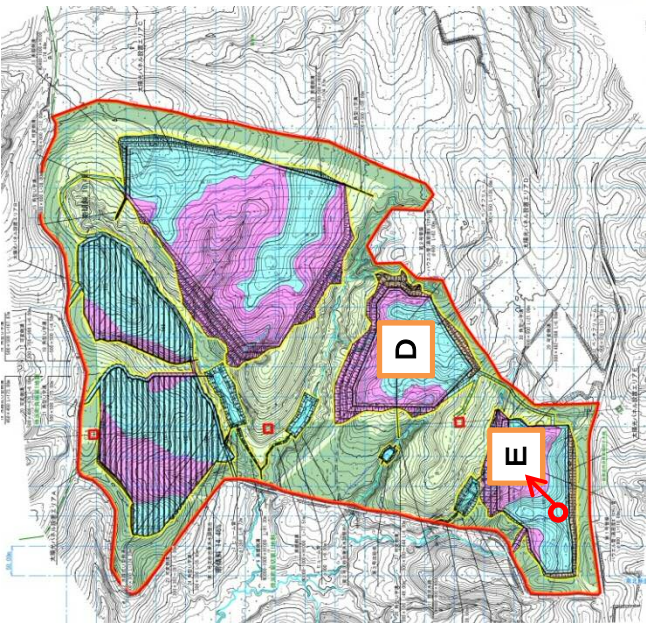
現況写真



現況写真



現況写真



鉄塔



現況写真(残置森林)

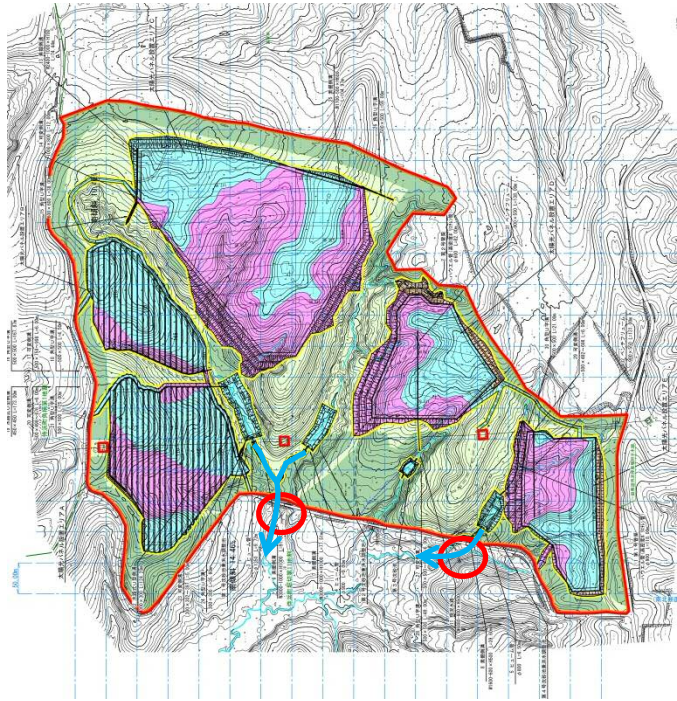


アカマツ



広葉樹

現況写真(流末状況)



【 審 議 事 項 】

九戸郡軽米町大字小軽米第 20 地割字尊坊地内の工場・事業場の
設置(太陽光発電施設)に係る設備整備計画の同意について

岩手県森林審議会林地保全部会

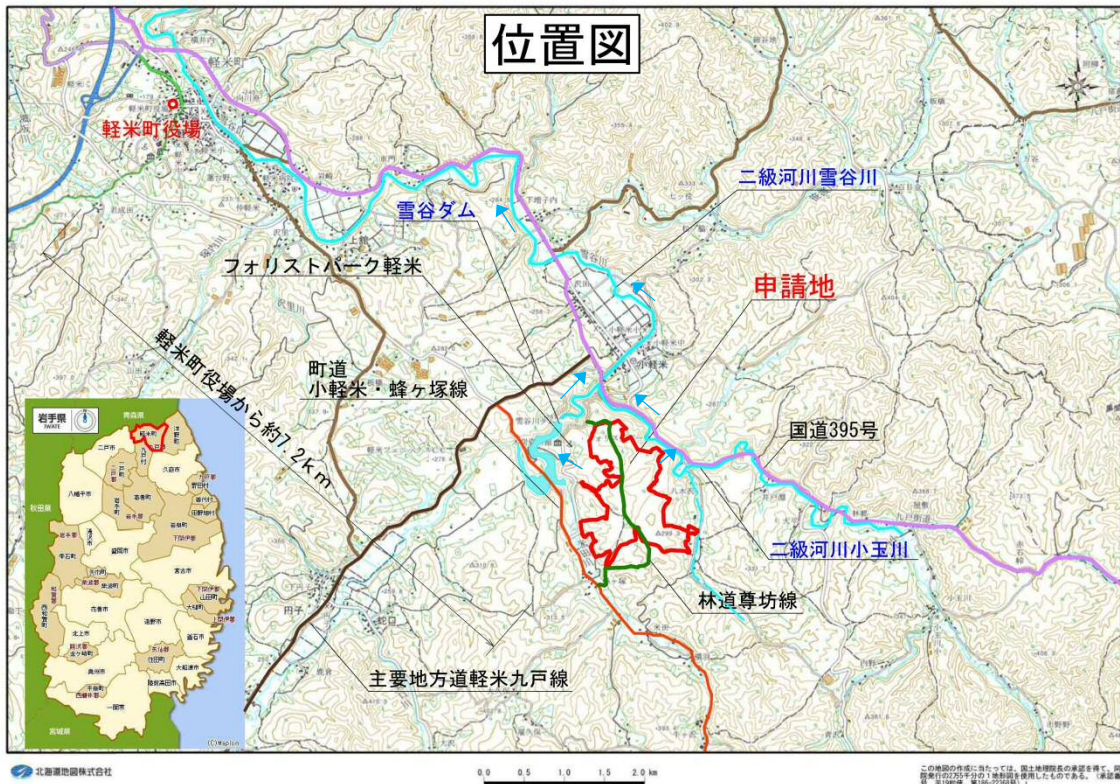
平成 29 年 2 月 14 日

1 申請概要

認定協議者	軽米町長
申請者 住所 氏名	東京都千代田区三崎町2丁目4番1号 TUG-I ビル 9F S S J メガソーラー59 合同会社
申請場所	九戸郡軽米町大字小軽米第20地割字尊坊3-13 ほか30筆
申請の目的	工場・事業場の設置（太陽光発電施設）
計画期間	平成29年4月1日から平成31年11月15日
申請面積	58.1325ヘクタール（事業区域面積 114.0646ヘクタール）

2 申請地の状況

位置	軽米町役場より南東方向へ約7.2kmに位置
標高、傾斜	標高230~300m、傾斜5~30度（平均17.5度）
周辺の主な施設及び状況	<ul style="list-style-type: none"> 林道尊坊線が事業区域を南北に縦断し、事業区域の西側には林道に接続する町道小軽米・蜂ヶ塚線が隣接している。 事業区域に隣接して、北西側に公園施設（フォリストパーク軽米）がある。
周辺の自然・地物の状況	<ul style="list-style-type: none"> 事業区域内に存在する沢は、事業区域を縦断する林道をおおむね中心として、東側、西側にそれぞれ流れている。 東側は、二級河川小玉川を経過して二級河川雪谷川へ合流している。西側は、雪谷ダムを経過して二級河川雪谷川を流下している。 事業区域の周囲は、一部が農地や公園施設と隣接するが、それ以外は森林となっている。
林況	申請地の林況は広葉樹（12~64年）40%、アカマツ（22~91年）27%、カラマツ（17~72年）5%、スギ（23~79年）2%、伐採跡地26%



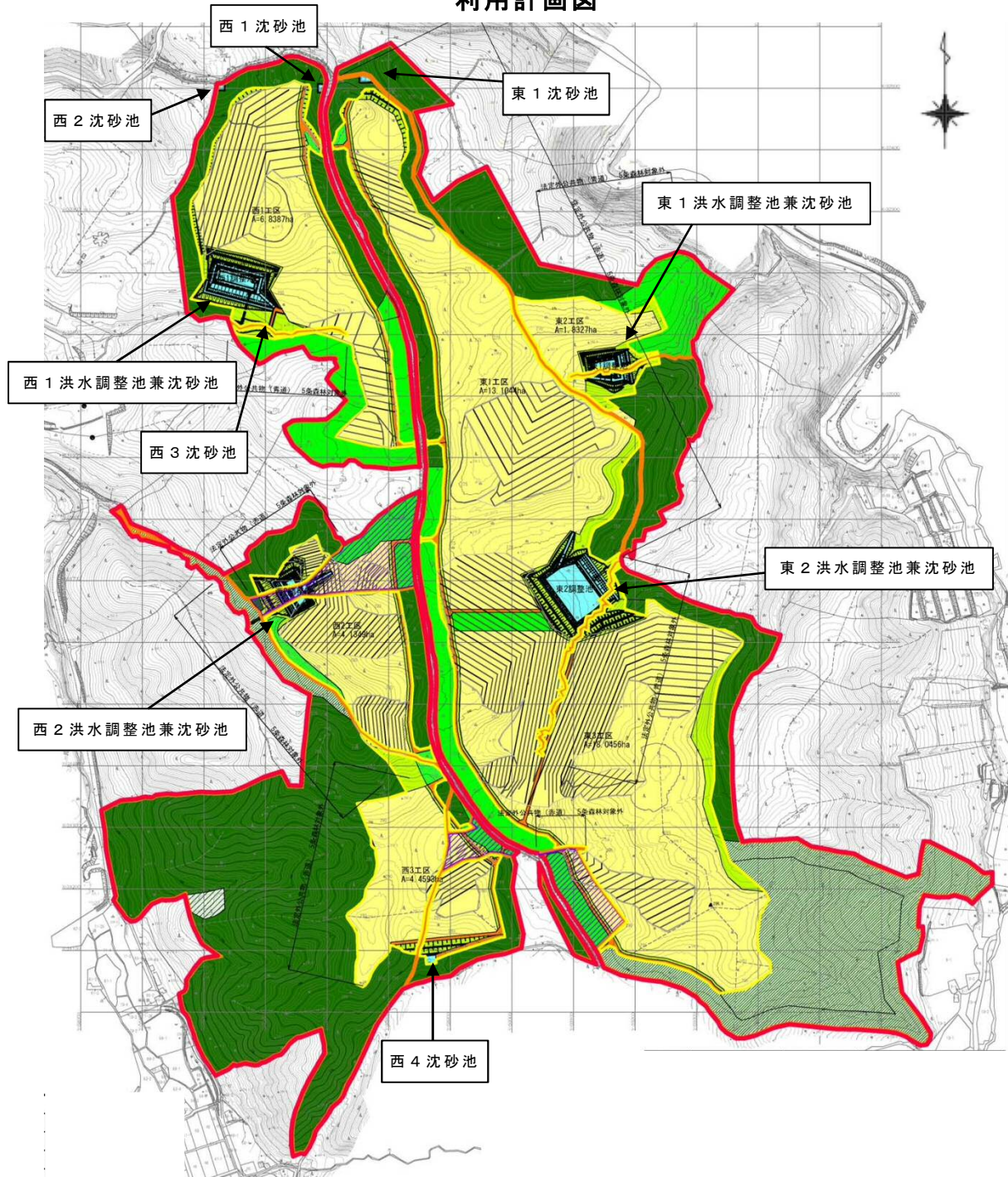
3 開発行為の概要

事業目的	太陽光発電施設(メガソーラー施設)の建設を目的として、工場・事業場の設置を行うもの				
開発面積等	単位：h a				
	事業区域 面積	森林面積の内訳			その他の面積 (5条森林外)
		開発面積	残置面積	計	
114.0646	58.1325	52.0679	110.2004	3.8642	
主な工種	土工	切土 316 千m ³ 、盛土 321 千m ³ 、不足土 5 千m ³			
	排水施設工	U型溝 12,682m、ベンチフリューム 1,602m ほか			
	防災施設工	洪水調整池兼沈砂池 4 基、沈砂池 5 基			

4 太陽光発電施設の概要

施設の出力	40MW (1 MW = 1000KW)
事業計画及び認可等の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・発電した電力は、1 KWh 当たり税抜 36 円で電気事業者(東北電力(株))に 20 年間売電するもの。 ・売電開始予定年月日：平成 32 年 11 月 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> <ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電設備の認定 経済産業省認可 平成 26 年 2 月 28 日 東北電力(株)から系統連系承諾書を受領 平成 26 年 9 月 17 日 東北電力(株)と工事負担金契約を締結 平成 28 年 7 月 27 日 </div>

利用計画図



5 開発計画及び審査結果

4つの基準	許可基準	開発計画	審査結果
(1) 災害の防止	【土工（切土・盛土）の安定】 ○切土 ・勾配 高さ5m以下 1:0.8~1.0 高さ5~10m 1:1.0~1.2 （砂質土及び粘性土） ・高さ5~10m毎に幅1.0m以上の小段を設置	・切土勾配1:1.5（最高法高19.0m） ・高さ5m毎に幅1.5mの小段を設置（調整池小段幅は2.0m）	○
	○盛土 ・勾配 高さ5m以下 1:1.5 高さ5~10m 1:1.8 （砂質土及び粘性土） ・高さ5m毎に幅1.0m以上の小段を設置	・盛土勾配1:1.8（最高法高12.0m） ・高さ5m毎に幅1.5mの小段を設置	
	○法面保護 法面が雨水等により浸食されるおそれがある場合は、法面保護の措置を講じる	種子吹付（切土）及び種子散布（盛土）による法面保護を行う	
	【排水施設】 10年確率で想定される雨量の1.2倍以上の流下能力	排水施設の全てについて、10年確率で想定される雨量の1.2倍以上の流下能力を有する構造	
	【流出土砂貯留施設】 開発地から流出する土砂の1.2倍以上の貯留能力	洪水調整池兼沈砂池4基及び沈砂池5基の全てについて、流出する土砂の1.2倍以上の土砂貯留能力を有する構造	○
(2) 水害の防止	【洪水調整池】 30年確率で想定される洪水流量を超える貯留能力	洪水調整池4基の全てについて、「必要調整容量<設置容量」となる貯留能力を有する構造	○
(3) 水の確保	【流出土砂貯留施設】 流水中の土砂を沈殿・堆積させ、上澄みのみを流下させるため、有効水深1.0m以上を確保	洪水調整池兼沈砂池4基及び沈砂池5基の全てについて、有効水深1.0mを確保する構造	○
(4) 環境の保全	【残置森林または造成森林】 事業区域内における森林率おおむね25%以上	森林率 47.7% (>25%)	○
	開発面積が20ha以上の場合、原則として周辺部に幅おおむね30m以上の残置森林または造成森林を配置	・開発地の周辺に30m幅の残置森林、造成森林を配置 ・造成森林は、樹高1m以上の高木性広葉樹を2,000本/ha植栽	
	【開発行為に係る1箇所当たりの面積】 おおむね20ha以下とする。	開発行為に係る1箇所（東1~3、西1~3工区）当たりの面積20ha以下	○
(5) 一般的事項	【土地利用の権利等】 開発行為に係る森林について実施の妨げとなる権利を有する者の同意	開発行為に係る森林、残置森林、造成森林の全31筆について、土地賃貸借契約を締結。	○
	開発行為に係る森林以外の土地について実施の妨げとなる権利を有する者の同意	・西部九戸川漁業協同組合から同意書を取得済。 ・水利権者15名から同意書を取得済。	
	【資金計画等】 資金の調達及び信用	全体の事業費は113億円を見込んでおり、全額プロジェクトファイナンスにより賄う計画として、当該費用に係る融資見込証明書を受領している。 なお、事業費のうち林地開発（土地造成）費用は、14億3700万円を見込んでいる。	○

以上の基準について、開発計画は許可基準を満たしているもの。

6 意見照会結果

意見聴取先	開発規制法等	意見
軽米町長	市町村における土地利用計画、開発規制等との関連	・農地法等との関連はなし 但し、関連工事等により周辺農地を転用（一時転用含む）する場合は、農地法等の手続きを行うこと。
	開発協定等との関連	・「残置森林等の維持・管理に関する協定書」を平成28年11月4日締結 ・「開発協定書」を平成28年11月4日締結 ・「自然環境の保護等に関する協定書」を平成28年11月4日締結
	市町村における地域開発構想等との関連	・開発行爲に係る森林の所在は、「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」に基づき策定した、「軽米町再生可能エネルギー発電の促進による農山村活性化計画」により、「再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域」として指定 ・「軽米町自然のめぐみ基金に関する協定書」を平成28年11月4日に締結
	地域住民の意向との関連	・地域住民との意向、同意については、十分に配慮すること。 ・役場開催の地域住民への事業計画の説明に対し総意として賛成（小軽米、米田地区地域懇談会での反対なし。地域懇談会は全町民を対象として平成26年10月に13会場で14回開催し事業計画に反対なし） ・事業者による住民説明会等（地権者及び地権者協議会等）での事業計画の説明に対し賛成（平成28年7月23日、24日開催）
	その他	・防災上の危機管理の徹底について配慮すること。 ・隣接する法定外公共物（赤線・青線）については協議済みである。 ・周辺の農地、農業用施設、作物等へ被害が及ばないように防除対策を徹底すること。特にも、大雨等による影響が及ぶようなことが無いように留意願いたい。また、その後の維持管理についても管理徹底を図ること。
岩手県庁 環境保全課	国土利用計画法	今回申請のあった軽米町大字小軽米第20地割字尊坊3-13外30筆の土地について、借地契約に際して権利金その他一時金の授受がある場合、契約を締結した日から2週間以内に国土利用計画法第23条第1項の規定による届出が必要です。 (届出窓口は、軽米町産業振興課です。)
岩手県庁 自然保護課	自然公園法 自然環境保全部 岩手県自然環境保全条例 鳥獣保護管理法 県立自然公園条例	特になし 参考事項： ○岩手県自然環境保全指針 開発予定地は、岩手県環境保全指針による保全区分がCと評価されているので、事業の実施に当たっては、調査等により現況を把握し、積極的な保全に努めること。 ○岩手県希少野生動植物の保護に関する条例 開発行爲地内に希少野生動植物が生息・生育している可能性があることから、十分な調査を行うとともに、生息・生育が確認された場合は、適切な保護・保全措置を講じてほしい。

意見聴取先	開発規制法等	意見
県北広域 振興局 農政部	農業振興地域整備の整備に関する法律	今回の林地開発許可対象地のうち、軽米町大字小軽米第20地割字尊坊72-2については、農業振興地域整備計画に定める農用地であり、開発行為は規制の対象となる。 なお、軽米農業振興地域整備計画については、今年度、基礎調査に基づく市町村整備計画の変更（定期見直し）が実施されているところであり、当該地については、農用地から除外の方向で見直しがされているが、見直し完了までは規制の対象となることについて留意されたい。
	農地法	意見なし。
		参考事項 開発許可対象地に隣接する農振農用地区域内農地等（尊坊6-19、72-3）の営農に影響がないよう配慮されたい。
県北広域 振興局 土木部 二戸土木 センター	道路法	工事の実施にあたり、県管理国道、県道を通行する際は路面を汚さないよう配慮すること。
	都市計画法	関係行為に係る事前指導の協議を行うこと。（担当は県北広域振興局土木部）
	河川法	岩手県が管理する河川に放流口を設置する場合は、河川法第24条及び26条の許可を受けること。
	景観法	景観法第16条第1項の規定による届け出を行うこと。
県北広域 振興局 保健福祉 環境部 二戸保健 福祉環境 センター	土壌汚染対策法	同法第4条第1項の規定により、3,000㎡以上の面積の土地の形質変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の30日前までに、当該土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他環境省令で定める事項を広域振興局長（岩手県事務委任及び代決専決規則による、知事の権限に属する委任事項）に届け出なければならない。
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	同法第3条第1項の規定により、事業者は事業活動に伴って発生した廃棄物（開発行為に伴って発生した伐採木等）を適正に処理しなければならない。
軽米町 教育委員会 事務局	文化財保護法	当該事業予定地には、埋蔵文化財包蔵地は登録されていません。 また、事業計画者の協力により、平成26年4月に分布調査を、平成26年8～9月及び平成28年7月に試掘調査を行いました。保護を必要とする遺物・遺構等は発見されませんでした。 よって、当該開発行為に支障ありません。
		参考事項 工事中に遺跡・遺物が発見された場合、工事を中止し、当教育委員会に速やかに届け出る必要があります。（文化財保護法）

開 発 協 定 書

岩手県軽米町(以下「甲」という。)とSSJメカソーラー59合同会社(以下「乙」という。)
とは、乙が行う軽米・尊坊太陽光発電事業(以下「本計画」という。)に関し下記のとおり
協定する。

(事業の名称)

第1条 本計画の名称、位置及び規模は次のとおりとする。

名称 軽米・尊坊太陽光発電事業

位置 岩手県九戸郡軽米町大字小軽米第20地割尊坊3の13ほか

規模 約114ヘクタール

(基本方針)

第2条 乙は、環境配慮した整備を計画的かつ円滑に推進するものとする。

(履行義務)

第3条 乙は本計画の実施にあたり、関係法令を遵守し、甲及び乙は信義を重んじ誠
実に本協定を履行しなければならない。

(計画変更の協議)

第4条 甲・乙のいずれかの事情により本計画の内容を変更する必要があるときは、
甲・乙間で協議して定めるものとする。

(近隣対策)

第5条 乙は、本計画の実施にあたり施行区域に隣接する地権者及び関係者に対し、
工事概要を十分説明し理解と協力を得るものとする。

(地域協力)

第6条 乙は、地域との共存共栄を図り、地域住民の優先的雇用を図るものとする。

(法定外公共物)

第7条 乙は、本計画地域内に含まれる法定外公共物(赤道・青道)について、その
処理方法について甲の同意を得るものとする。

(調整池)

第8条 乙は、本計画による雨水流出量の増加に対処するため適宜に調整池を設け
るものとする。

(環境保全)

第9条 乙は、切土・盛土が発生する箇所については、表土保全に努めるとともに植
物の育成にも努めるものとする。

2 乙は、本計画地域内の自然環境の保全に努めるとともに、緑地の維持管理に
関して甲と協議するものとする。

(防災)

第10条 乙は、本計画の施工にあたり、防災施設の施工を先行して行い、施工中の
湧水の流失、地すべり等による土砂の流出、火災、風水害の防止に努めるとともに
本計画地域内外に対する安全を確認した上で施工するものとする。

2 乙は、工事期間中には工事管理者を現場に常駐させ十分に監督させるとともに、
関係機関及び関係者と綿密な連絡を図るものとする。また、工事施工中は警備体
制を確立するとともに本計画区域内外を随時巡回し、防災に努めるものとする。

(交通安全)

第11条 乙は、工事期間中、工事車両等の運行により一般車両の運行や本計画地
域周辺住民、特に児童、生徒の通行に支障を及ぼさないよう配慮するものとし、必
要に応じ交通安全対策を講ずるものとする。

(文化財)

第12条 乙は、本計画地域内で新たに文化財を発見した場合は、直ちに工事を中止
し、その保存方法について甲と協議するものとする。

(立入調査)

第13条 甲は、本計画に関し必要な限度において区域内に立ち入り調査できる。

2 前項の調査に際しては、乙は正当な理由がないかぎり、これに協力するものとする。

(報告義務)

第14条 乙は、本計画施行の進捗状況について定期的に甲に報告するものとする。

2 甲は、前項のほか必要な限度において、乙に対し計画施行の進捗状況について
報告を求めることができるものとする。

(地位の継承)

第 15 条 乙は、本件事業の譲渡その他の事由によって、本件事業の全部または一部を第三者に承継させたときは、本協定に係る地位の全部または一部を当該第三者に承継させるものとし、甲は本協定をもってかかる承継に承諾するものとする。

(協議)

第 16 条 本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲・乙が協議して決定するものとする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有するものとする。

平成 28 年 1 月 4 日

甲 岩手県九戸郡軽米町大字軽米 10-85
軽米町長 山本 賢一



乙 東京都千代田区三崎町 2-4-1 TUG-I ビル 9F
SSJマガゾーラー59合同会社
代表社員 一般社団法人 SKY
職務執行者 陳 銳



インダストリアル



残置森林等の維持・管理に関する協定書

軽米町（以下「甲」という。）とSSJメガソーラー59合同会社（以下「乙」という。）は、林地開発行為等に伴う残置又は造成された森林・緑地（以下「残置森林等」という。）の維持・管理について、次の条項に従い履行する。

（残置森林の維持管理）

1 残置森林等は、乙が土地所有者又は権利者と協議した計画に基づき善良に維持管理を行う。

（地域森林計画の遵守）

2 残置森林等が地域森林計画の対象となる場合は、乙はその計画に即した実施を行う。

（造林の実施）

3 残置森林等のうち造林を必要とする箇所に、乙は現地に適合した樹種を適期に植栽する。

（保育の実施）

4 残置森林等のうち造成した森林または緑地について、乙は活着するまでの間、散水等の措置を講じる。
その他、下刈り、つる伐り、除伐、間伐及び施肥を必要とする箇所について、適切な保育作業で管理する。

（立木の伐採）

5 残置森林等の立木を伐採する場合、乙は土地所有者又は権利者との協議を経たうえで、甲に協議する。

（維持管理計画書）

6 乙は開発行為完了時に土地所有者又は権利者と協議し、残置森林等の維持管理計画及び森林法に定める森林経営計画を作成し、甲に提出する。

（誓約事項の承継）

7 残置森林等の所有、その他森林等を利用する権利を他に譲渡した場合、乙は本協定上の地位を当該権利者に承継させるものとする。

平成 28 年 12 月 4 日



甲 住所 岩手県九戸郡軽米町大字軽米 10-85
氏名 軽米町長 山本 賢一 印

乙 住所 東京都千代田区三崎町 2-4-1 TUG-1 ビル 9F

氏名 SSJメガソーラー59合同会社

代表社員 一般社団法人 SKY ホールディングス

職務執行者 陳 鋭



自然環境の保護等に関する協定書

SSJメガソーラー59合同会社(以下「甲」という。)と軽米町(以下「乙」という。))とは、次のとおり自然環境の保護等に関する協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲が軽米・葦坊太陽光発電事業(以下「本件事業」という。)に係る林地開発行為等を行うにあたって、甲乙協議のうえ必要と判断された場合は、自然環境や希少動植物に対し適切な保全措置等を講ずるなどにより自然環境の保護等を行うことを目的とする。

(責務)

第2条 甲は、前条の目的を達成するため、本件事業の実施期間中、必要に応じた保全措置を講ずるものとする。

2 乙は、甲が前項の保全措置を行う場合には、必要な助言などを行うものとする。

(自然環境保全措置)

第3条 甲は、乙と連携協議しながら、本件事業が完了した場合においては、甲が土地所有者と締結している地上権設定契約に基づいて、森林の原状回復の措置を行うものとし、乙はかかる措置について甲と連携協議する。

(希少動植物保全措置)

第4条 甲は、乙と連携協議しながら、本件事業の実施期間中、林地開発行為等区域内における希少動植物の保護措置等について、必要に応じて自然環境や環境保全の取り組みを行うものとし、乙はかかる取り組みについて甲と連携協議する。

(報告等)

第5条 甲は、第3条及び第4条の措置を行い完了した場合には、速やかに乙に報告するものとする。

2 乙は、前項の報告を受けたときは、必要に応じて立入調査を行うことができる。

(地位の継承)

第6条 甲は、本件事業の譲渡その他の事由によって本件事業の全部又は一部

を第三者に承継させたときは、本協定に係る地位の全部又は一部を当該第三者に承継させるものとし、乙は本協定をもってかかる承継に承諾するものとする。

(疑義等の解決)

第7条 甲及び乙は、本協定に疑義が生じたとき、又は本協定の履行に関して必要が生じたときは、速やかに協議し、協定の主旨ののつとって解決にあたるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年1月4日

甲 住所 東京都千代田区三崎町2-4-1TUG-1ビル9F

氏名 SSJメガソーラー59合同会社

代表社員一般社団法人SKYホールディングス

職務執行者 陳 鋭



乙 住所 岩手県九戸郡軽米町大字軽米10-85

氏名 軽米町長 山本 賢一



軽米町自然のめぐみ基金に関する協定書

SSJメガソーラー59合同会社(以下「甲」という。)と軽米町(以下「乙」という。)
は、軽米町自然のめぐみ基金(寄付金)の取り扱いについて次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 甲は、軽米・尊坊太陽光発電事業(以下「本件事業」という。)
本件事業の収益の一部を、「軽米町自然のめぐみ基金」(以下「本件基金」という。)
という名目で乙に寄付する。

(期間及び寄付金)

第2条 本件基金の寄付は、毎年度4月1日から翌年3月31日までを1年度とし、
固定価格買取制度の適用期間の開始日となる売電事業開始の日から20年間
行うものとする。ただし、本件事業による売電事業開始前又は売電事業開始
の日から20年間の経過する日までの間に、甲が本件事業を第三者に譲渡する
場合においては本件基金も継承されたものとみなす。

第2条 甲が破産、民事再生その他の倒産手続きの開始申立て、第三者への本件事業
の譲渡、解散、本件事業に関する甲への資金提供を行う金融機関による
譲渡担保権の実行その他の事由によって甲が本件事業を終了したときは、本
件基金を寄付する機関は、当該事由の発生した日までとする。

第3条 甲が乙に寄付する金額は、年額265万円とし、乙は、本件基金を創設し、
繰入するものとする。ただし、事業開始日又は事業終了日が年度途中の場合に
おいては、日割計算により算出した寄付金額とし、乙は、超過した金額を受領
している場合には、直ちに、甲に対し、当該超過額を返還するものとする。

(支払い及び受領証明)

第3条 甲が乙に寄付する金額の支払期日は、毎年度4月1日から翌年3月31日
まで(以下「事業年度」という。)
の分について、当該事業年度毎年度4月末日までとする。ただし、
売電事業の開始年の初回支払期日は、売電事業の開始月の属する年度末とする。

第2条 甲は、前項に定める期日までに乙の指定する口座に第2条第3項で定める金
額を振り込むものとする。ただし、振込み手数料は甲の負担とする。

第3条 乙は、第2項に定める寄付金の振込み(入金)を確認した場合は、別紙寄付金
受領証明書に確認日付その他の記載事項を記入し押印のうえ速やかに甲に送

付するものとする。

(寄付金の使途等)

第4条 乙は、本件基金を活用し、農林業の健全な発展に資する施策など、地
域活性化対策の推進に要する費用に充当するものとする。

(協議等)

第5条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲、
乙協議し、誠意をもって解決するものとする。

以上、本協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙双方記名押印のう
え、各1通を保有する。

平成28年11月4日

甲 住所 東京都千代田区三崎町2-4-1 TUG-Iビル9F

氏名 SSJメガソーラー59合同会社

代表社員 一般社団法人SKYホ

職務執行者 陳 鋭



乙 住所 岩手県九戸郡軽米町大字軽米10-85

氏名 軽米町長 山本 賢一



衛星画像

事業区域界



係る森林区域



© 2016 ZENRIN

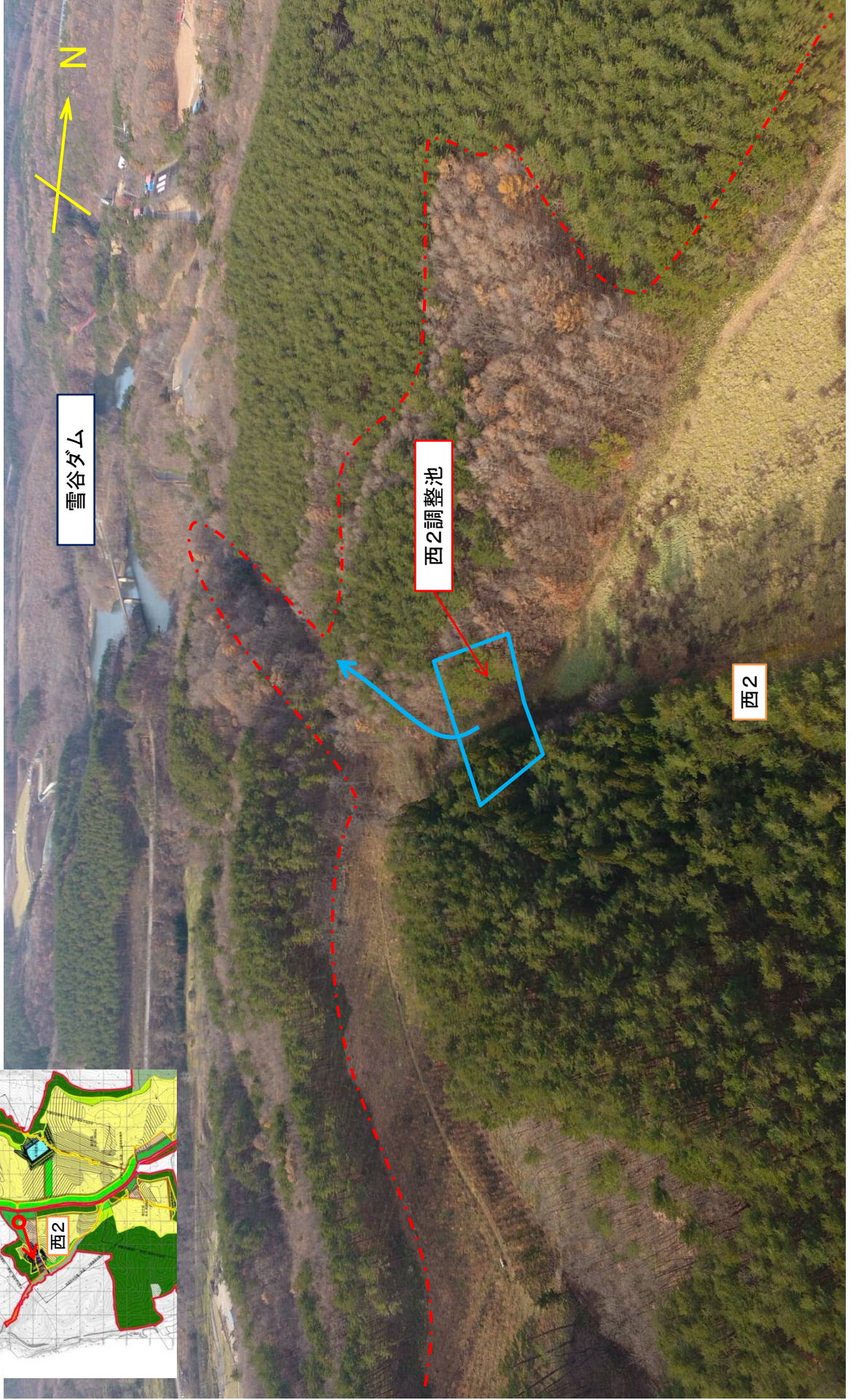
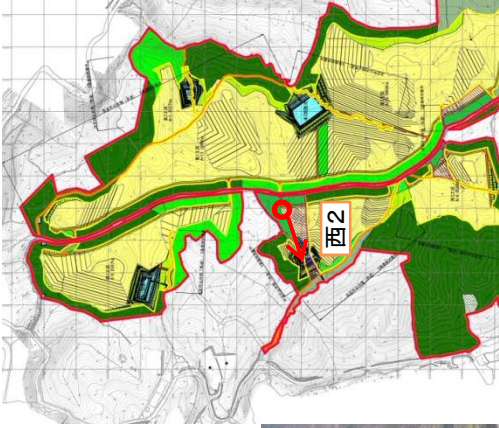
Google Earth

画像取得日: 2014/4/14 40° 17'03.04" N 141° 31'35.05" E 標高 277

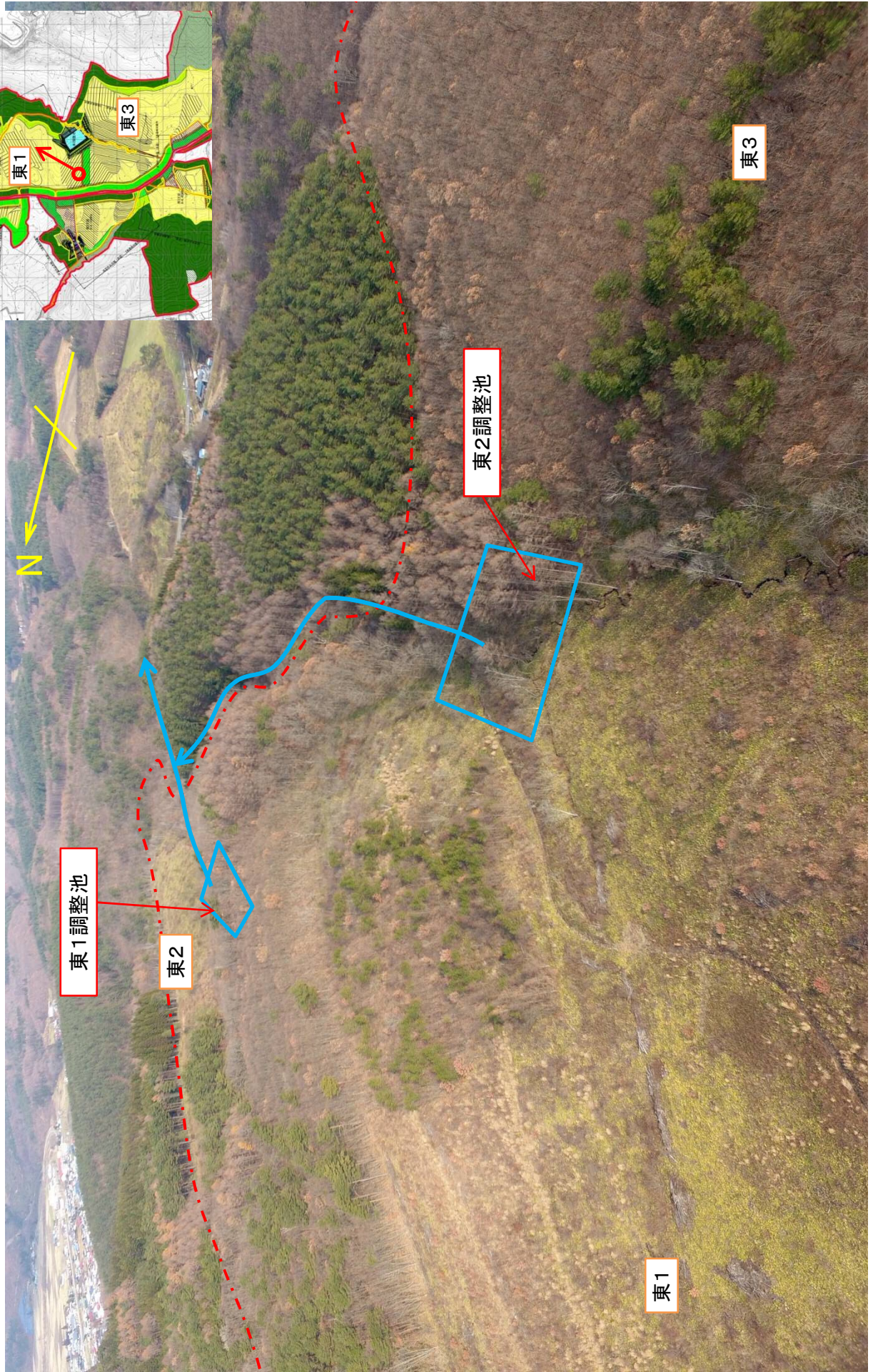
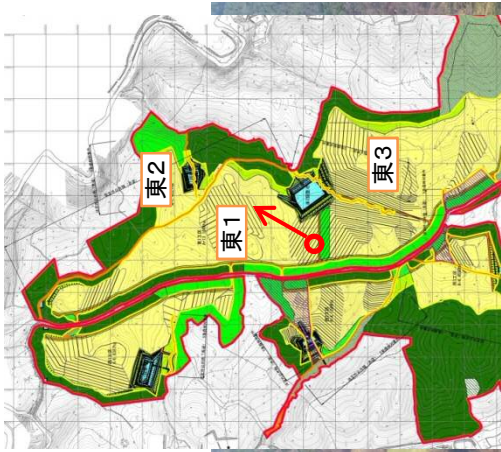
現況写真



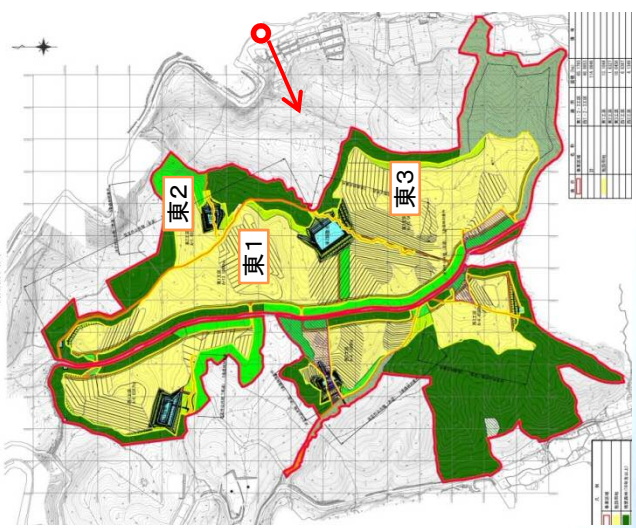
現況写真



現況写真



現況写真



現況写真(残置森林)



アカマツ

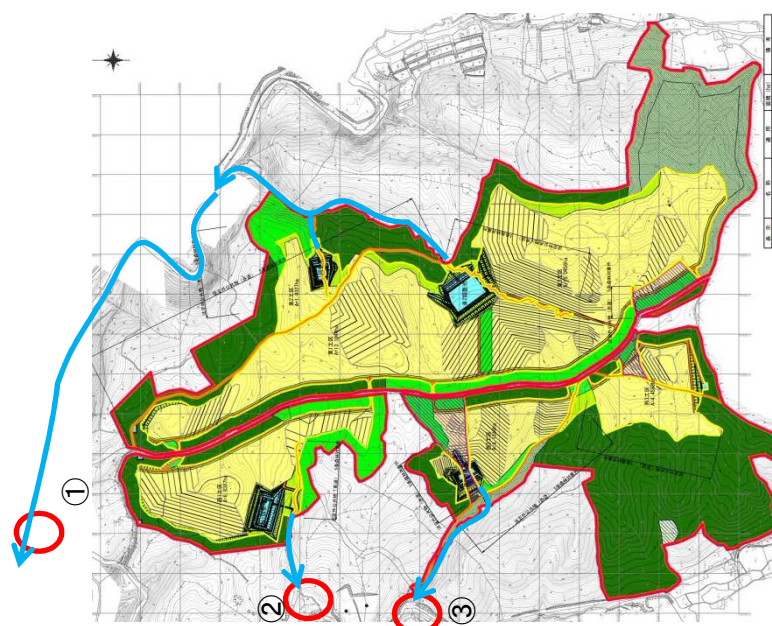


広葉樹



カラマツ

現況写真(流末状況)



森林法（抜粋）

（開発行為の許可）

第 10 条の 2 地域森林計画の対象となっている民有林（第 25 条又は第 25 条の 2 の規定により指定された保安林並びに第 41 条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）第 3 条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。）において開発行為（土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるものをいう。以下同じ。）をしようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

- 一 国又は地方公共団体が行なう場合
- 二 火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行なう場合
- 三 森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で農林水産省令で定めるものの施行として行なう場合

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、これを許可しなければならない。

- 一 当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する「災害の防止」の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。
- 一の二 当該開発行為をする森林の現に有する「水害の防止」の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること。
- 二 当該開発行為をする森林の現に有する「水源のかん養」の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。
- 三 当該開発行為をする森林の現に有する「環境の保全」の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。

3 前項各号の規定の適用につき同項各号に規定する森林の機能を判断するに当たっては、森林の保続培養及び森林生産力の増進に留意しなければならない。

4 第一項の許可には、条件を附することができる。

5 前項の条件は、森林の現に有する公益的機能を維持するために必要最小限度のものに限り、かつ、その許可を受けた者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

6 都道府県知事は、第 1 項の許可をしようとするときは、「都道府県森林審議会」及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

林地開発許可制度の概要

1 林地開発許可制度の創設について

森林は木材を供給するばかりでなく、土砂崩れや水害などの災害を防いだり、澄んだ水や空気を供給し、また人々に憩いと安らぎの場を提供してくれるなど、さまざまな働きをもっており、私たちの生活にとってなくてはならない重要な役割を果たしております。

一方で、経済社会の発展のためには工場や事業用地、住宅地、公共施設用地などの確保が必要であり、国土の狭いわが国においては、森林を含め適正な土地の利用開発が図られる必要があります。

しかしながら、昭和 30 年代以降の経済の高度成長と都市化の進展に伴い、森林を対象とする開発行為も急激に増加し、各地で開発に起因する土砂流出等による災害や、環境破壊などの問題が多発し大きな社会問題となりました。

森林については、従来から保安林制度等により特に公益的機能の高い森林についてその保全と整備が図られてきましたが、このような一部区域を対象とした規制では、これら諸問題に対し十分対応できないことから、保安林以外の森林についても一定の開発規制を設けることが検討されました。

こうして、森林の適正な保全と秩序ある開発を確保することを目的に、昭和 49 年 10 月 31 日の森林法の一部改正により「林地開発許可制度」が創設され、森林において開発行為をしようとするときは、あらかじめ知事の許可が必要と定められました。

2 林地開発許可制度のあらまし

(1) 許可が必要な区域（森林法第 10 条の 2 第 1 項）

林地開発許可を必要とする区域は、森林法第 5 条により知事が立てる地域森林計画の対象となっている民有林です。ただし、保安林、保安施設地区及び海岸保全区域は除かれます。

なお、保安林、保安施設地区及び海岸保全区域内で行う開発行為については、別の手続きが必要です。

(2) 許可が必要な開発行為（森林法第 10 条の 2 第 1 項、同法施行令第 2 条の 3）

林地開発許可を必要とする開発行為は、「土石の採掘、開墾のほか土地の形質を変更する行為」で、以下のものをいいます。

ア 道路だけを作る場合は、幅員 3m を超えかつその面積が 1ha を超えるもの

イ その他の場合は、その面積が 1ha を超えるもの

なお、イのその他の場合を例示すれば、次のような行為があります。

- ① 土石の採掘（砂、砂利、転石の採取を含む。）
- ② 鉱物の採掘
- ③ 宅地の造成
- ④ 土砂捨てその他物件の堆積

⑤ 建築物その他の工作物又は施設の新築又は増築

⑥ 土壌の理学的及び科学的性質を変更する行為、植生に影響を及ぼす行為

(3) 許可の基準（森林法第10条の2第2項）

開発行為が次の4つの要件のいずれにも当てはまらない場合に許可されることとなります。

ア 災害の防止

森林のもつ災害防止のはたらきが開発することによって失われ、周辺の地域に土砂の流出や崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。

イ 水害の防止

森林の持つ水害防止のはたらきが開発することによって失われ、その機能に依存する地域に水害を発生させるおそれがあること。

ウ 水の確保

森林の持つ水源かん養のはたらきが開発することによって失われ、その機能に依存する地域の水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。

エ 環境の保全

森林の持つ環境保全のはたらきが開発することによって失われ、周辺の地域の環境を著しく悪化させるおそれがあること。

(4) 許可制度の適用のない開発行為（森林法第10条の2第1項）

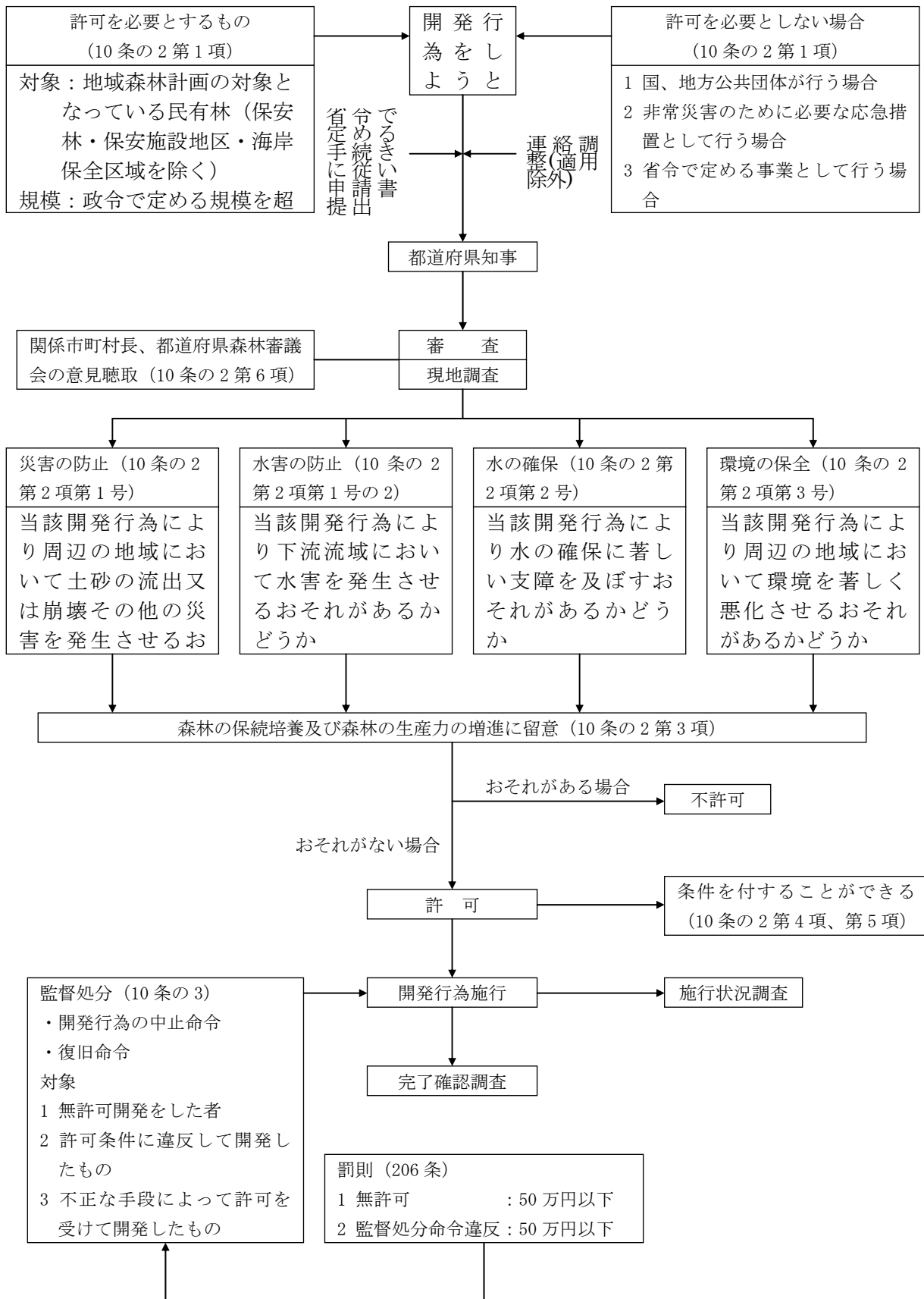
以下のような開発行為の場合は、林地開発許可制度は適用されませんが、ア及びウの場合には本制度の趣旨に沿った開発が行われるよう、あらかじめ知事と連絡調整（協議）を行う必要があります。

ア 国又は地方公共団体が行う場合

イ 火災、風害その他の非常災害のために必要な応急措置として行う場合

ウ 森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、公益性が高いと認められる事業で省令で定めるものの施行として行う場合

3 林地開発許可制度の体系図



岩手県森林審議会林地保全部会運営規程

(平成4年8月24日森土第622号)

(平成14年6月12日森第290号)

(平成15年2月24日森第1270号)

(平成16年3月30日森第1618号)

(平成27年2月17日森保第1416号)

(趣旨)

第1条 この規程は、岩手県森林審議会運営規程（昭和26年10月26日制定）第6条の規定に基づき、林地保全部会（以下「部会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 部会は、森林審議会所掌事務のうち次のものを分掌する。

- (1) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2に基づき岩手県知事が行う林地開発許可について、意見を述べること。
- (2) 森林法第26条の2に基づく保安林の転用に係る解除（国又は地方公共団体が行うものを除く。）に関すること。
- (3) 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号）第7条第4項に基づき岩手県知事が行う同項第4号に掲げる行為に係る設備整備計画の同意について、意見を述べること。

(会議)

第3条 部会は、岩手県森林審議会会長が招集する。

- 2 部会長は、会議の議長を務める。
- 3 会議は、部会委員の過半数の出席をもって成立する。
- 4 部会の議事は、出席部会委員の過半数で決する。

(委員以外の者の出席)

第4条 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(報告)

第5条 部会長は、部会における審議の結果を会長に報告しなければならない。

(庶務)

第6条 部会の庶務は、岩手県農林水産部森林保全課において処理する。

附 則

この規程は、平成4年8月24日から施行する。

この規程は、平成14年6月12日から施行する。

この規定は、平成15年2月24日から施行する。

この規定は、平成16年3月30日から施行する。

この規定は、平成27年2月17日から施行する。

岩手県森林審議会林地保全部会の分掌事務

最終改正：平成27年2月17日

- 1 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2の規定に基づき知事が行う10ヘクタール以上の開発行為の許可に関すること。

具体的諮問基準

- ①開発行為に係る森林面積が**10ヘクタール以上**のもの（一体とみなされる開発予定地において、既許可地と申請地の開発行為に係る森林面積の合計が10ヘクタール以上となるものを含む。）
 - ②森林審議会の個別審議を経て許可した林地開発に係る変更で、開発行為に係る森林面積が5ヘクタール以上増加するもの（**森林審議会の個別審議を経た許可以降の変更の累計が5ヘクタール以上**に及ぶものを含む。）
 - ③その他知事が特に必要と認めるもの
- 2 森林法第26条の規定に基づく1ヘクタール以上の保安林の転用に係る解除（国又は地方公共団体が行うものを除く。）に関すること。
 - 3 森林法第26条の規定に基づく1ヘクタール未満の保安林の転用に係る解除（国又は地方公共団体が行うものを除く。）のうち次の各号の1に該当する事項に関すること。
 - ①ゴルフ場、別荘地又はレジャー施設に係るもの
 - ②土石採取に係るもの
 - ③宅地造成に係るもの
 - ④工場又は事業所及びその関連施設に係るもの
 - 4 森林法第26条の規定に基づく保安林の転用に係る解除（国又は県が行うものを除く。）のうち前2、3以外で国土、環境等の保全上特に支障があると認められる事項に関すること。
 - 5 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号）第7条第4項の規定に基づき知事が行う10ヘクタール以上の開発行為の設備整備計画の同意に関すること。

具体的諮問基準

- ①開発行為に係る森林面積が10ヘクタール以上のもの（一体とみなされる開発予定地において、既同意地と設備整備計画の同意を求められた開発行為に係る森林面積の合計が10ヘクタール以上となるものを含む。）
- ②森林審議会の個別審議を経て同意した設備整備計画に係る変更で、開発行為に係る森林面積が5ヘクタール以上増加するもの（森林審議会の個別審議を経た許可以降の変更の累計が5ヘクタール以上に及ぶものを含む。）
- ③その他知事が特に必要と認めるもの

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（抜粋）

（設備整備計画の認定）

第七条 再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者は、農林水産省令・環境省令で定めるところにより、当該整備に関する計画（以下「設備整備計画」という。）を作成し、基本計画を作成した市町村（以下「計画作成市町村」という。）の認定を申請することができる。

3 計画作成市町村は、第一項の規定による申請があった場合において、その申請に係る設備整備計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

4 計画作成市町村は、前項の認定をしようとする場合において、その申請に係る設備整備計画に記載された再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が次の各号に掲げる行為のいずれかに該当するときは、当該設備整備計画について、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める者に協議し、当該再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が第一号、第二号及び第四号から第十号までに掲げる行為のいずれかに該当するものである場合にあっては、その同意を得なければならない。

四 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画の対象となっている同項に規定する民有林において行う行為であつて、森林法第十条の二第一項の許可を受けなければならないもの 都道府県知事

7 都道府県知事は、次の各号に掲げる行為に係る設備整備計画についての協議があった場合において、当該協議に係る再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が、それぞれ当該各号に定める要件に該当するものであると認めるときは、第四項の同意をするものとする。

一 第四項第四号に掲げる行為 森林法第十条の二第二項の規定により同条第一項の許可をしなければならない場合に該当すること。

11 都道府県知事は、次の各号に掲げる行為に係る設備整備計画についての協議があった場合において、第四項の同意をしようとするときは、それぞれ当該各号に定める者の意見を聴かなければならない。

二 第四項第四号に掲げる行為 都道府県森林審議会

（森林法の特例）

第十一条 認定設備整備者が認定設備整備計画に従つて対象民有林において再生可能エネルギー発電設備等を整備するため森林法第十条の二第一項の許可を受けなければならない行為を行う場合には、当該許可があつたものとみなす。

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律の概要

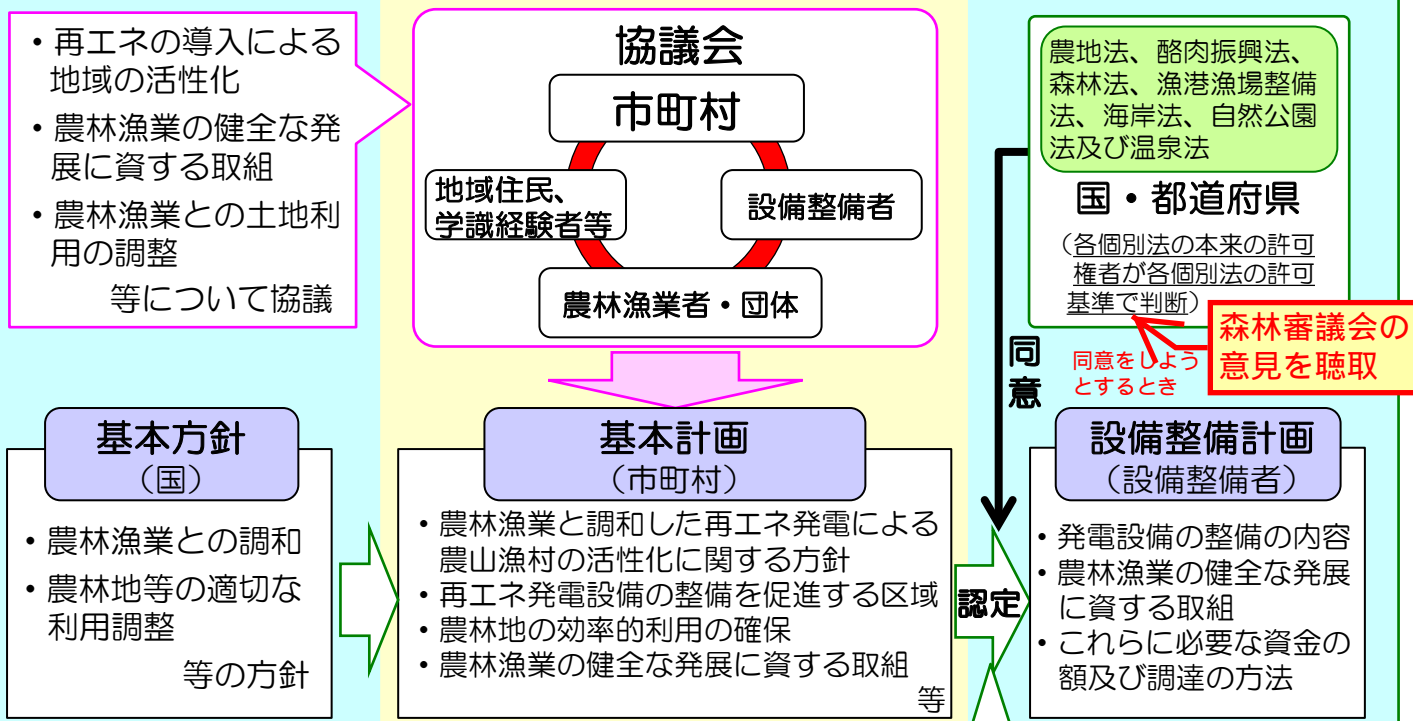
趣旨

農山漁村において農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電を促進するための措置を講ずることにより、農山漁村の活性化を図るとともに、エネルギー供給源の多様化に資するための制度を創設する。

1. 基本理念

- ① 農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進は、地域の関係者の相互の密接な連携の下に、地域の活力向上及び持続的発展を図ることを旨として行われなければならない。
- ② 地域の農林漁業の健全な発展に必要な農林地並びに漁港及びその周辺の水域の確保を図るため、これらの農林漁業上の利用と再生可能エネルギー電気の発電のための利用との調整が適正に行われなければならない。

2. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電の促進に関する計画制度



3. 認定を受けた設備整備計画に係る特例措置

- (1) 農地法、酪肉振興法、森林法、漁港漁場整備法、海岸法、自然公園法及び温泉法の許可又は届出の手續のワンストップ化（認定により許可があったものとみなす等）。
- (2) 再エネ発電設備の円滑な整備と農地の集約化等を併せて図るために行う、市町村による所有権移転等促進事業（計画の作成・公告による農林地等の権利移転の一括処理）。

4. その他

- ① 国・都道府県による市町村に対する情報提供、助言その他の援助
- ② 計画作成市町村による認定設備整備者に対する指導・助言